

## 第7次医療計画（精神疾患）

- 多様な精神疾患等に対応できる医療機関の医療機能の明確化、医療機関の連携推進
- 精神科救急システムの改善
- 夜間・休日合併症支援システムにおいて、二次救急病院等が利用しやすい当番合併症支援病院の設置
- 依存症の相談支援の充実と、関係者の対応力の向上及びネットワークの充実
- 医療機関対象の依存症の診療・回復プログラムに関する研修の実施
- クロザビンを使用できる医療機関数の増加のための働きかけ
- 医療と介護の広域的な連携をめざし、認知症治療に携わる人材の育成
- 長期入院精神障がい者の地域移行の推進、地域生活を送るための医療・福祉サービスの確保、地域定着の推進
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための関係者間の協議の実施

## 第8次医療計画 見直しのポイント <令和5年3月厚労省地域医療計画課資料>

以下のような体制の整備等を一層推進する観点を踏まえた指針の見直しを行い、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムと多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築を進める。

- ・行政と医療、障がい福祉サービス、介護サービス等の顔の見える連携を推進し、精神保健福祉上のニーズを有する方が、その意向やニーズに応じ、切れ目なくこれらのサービスを利用し、安心してその人らしい地域生活を送ることができるよう、地域における多職種・多機関が有機的に連携する体制を構築する。
- ・精神障がいの特性として、疾病と障がいとが併存しており、その時々の病状が障がいの程度に大きく影響するため、医療、障がい福祉、介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制を整備する。

## 第7次医療計画

### (1) 多様な精神疾患等の対応

### (2) 夜間・休日精神科救急医療システムの充実

### (3) 依存症対策の充実

### (4) 難治性精神疾患の治療の推進

### (5) 認知症治療のための医療と介護の連携

### (6) 地域移行・地域定着の推進

### (7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

## 第8次医療計画(案)

### (1) 多様な精神疾患等の対応

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 多様な精神疾患等に対応できる医療機関の明確化
- 多様な精神疾患に対応できる医療体制の整備
- 依存症対策の充実
- 認知症の支援に携わる人材の育成
- 地域包括ケアシステム構築に係る協議の場の実施
- 長期入院精神障がい者の地域移行推進
- 入院医療における適切な医療及び保護の確保
- 夜間・休日精神科救急医療システムの充実

## 第7次医療計画

### (1) 多様な精神疾患等の対応

### (2) 夜間・休日精神科救急医療システムの充実

### (3) 依存症対策の充実

### (4) 難治性精神疾患の治療の推進

### (5) 認知症治療のための医療と介護の連携

### (6) 地域移行・地域定着の推進

### (7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

# 第8次大阪府医療計画の取組み

## (1) 多様な精神疾患等の対応

- 多様な精神疾患等に対応できる医療機関について、それぞれの医療機能を明確にするとともに、精神医療圏である二次医療圏域において、役割分担、連携を推進します。
- 多様な精神疾患等の治療を地域で安心して受けることができるよう、医療体制や医療連携の状況を把握し、体制整備を進めます。
- 依存症に対する適切な治療を提供するため、医療提供体制の強化を図るとともに依存症の支援に関わる関係者の対応力の向上を図ります。
- 医療と介護の広域的な連携をめざし、認知症支援に関わる人材の育成を図ります。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

- 地域で安心して自分らしい暮らしができるよう、医療・福祉・介護・住まい・社会参加・地域の助け合いが包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」構築のため、関係者間の協議を進めていきます。
- 長期入院精神障がい者の精神科病院からの地域移行を推進し、退院後、再入院せず地域生活を送るための医療・福祉サービスを確保し、地域定着の推進を図ります。
- 入院が必要になった際も安心して治療を受けることができるよう適切な医療及び保護の確保に努めます。
- 夜間・休日において症状が急変した時も、安心して医療にかかるよう夜間・休日精神科救急医療システムを安定的に運用するとともに、そのうち合併症支援システムについて、身体科、精神科それぞれの症状にあった必要な医療を受けることができるシステムの運用をめざします。